

下京区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区（昭和54年8月30日下京区選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のとおり改めます。

平成25年6月3日

下京区選挙管理委員会
委員長 鎌田 高雄

第13投票区の項中「西新屋敷上之町」,「西新屋敷下之町」,「西新屋敷太夫町」,「西新屋敷揚屋町」,「西新屋敷中之町」及び「西新屋敷中堂寺町」を削る。

第17投票区の項中「朱雀分木町」の右に「,西新屋敷上之町」,「,西新屋敷下之町」,「,西新屋敷太夫町」,「,西新屋敷揚屋町」,「,西新屋敷中之町」及び「,西新屋敷中堂寺町」を加える。

（下京区選挙管理委員会事務局）